

議案第50号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月12日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部大田原市障害者福祉計画策定委員会の項の次に次のように加える。

大田原市地域自立支援協議会	障害者相談支援事業及び障害福祉に関する事務
大田原市障害者差別解消支援地域協議会	障害者差別解消に関する事務

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。